

# 解説大Q&A

土地付き建物を売却しましたが、建物内で過去に発生した死亡事故を告知しなかつた場合に売り主の責任はどうなるか

**Q1** 質社は、所持する 特に聞かれなければ想い事実を全く知らずに売却しました。実は、数年 前にそのビルの一室で死亡しました。法的に問題があるで事故が発生していましたが、が、他からの買主受け物件好条件での売却でしたので、のためそうした死亡事故の

場合「取扱」は極めて軽微として、代金の1%程度を損害賠償額と認定しました。

さらに、自殺や救人事件ではない事故死の事例も同

年半前に、売買対象の更地

上に当時存在した建物の出

火により居住者が焼死して

いたケースで、これは、不運な事件であり、一般的な死

や老衰死などの自然死とは

して、「取扱」を認めつつ、

損害賠償額として代金の1%

相当を認めています。

## 事実を知らないでも瑕疵担保責任を負う可能性大 知つていれば説明義務違反の債務不履行責任を負う

目的が達成不可能と認められる場合は契約の解除を受けます。また買主の買い受けの意思を決定付けるよ

うにすれば説明する義務がある

場合には債務不履行による損害賠償義務を負います。

によれば先買の6年前に

先買の業者が絶死している

が自殺していた建物を買主に譲り受けます。また買主の業者などは「取扱」の事由

で、そうした建物は嫌悪の

感情を生じさせる心理的な欠

陥があるるので「取扱」ある

ものとされ、買主には介

かれた建物で先買の8年以

からない事実なので「隠れ

た取扱」となり先買の取

保責任が認められます。

除が認められました。そし

て、損害賠償責任について

によるものだとして代金の

取扱相当が認められました。

このように対象不動産内で

時間の経過が重要となります。

時間後に病院において死亡し

いた事案について、この

上に起きた自殺等の事件

の例で、ある判例(大阪高裁

平成18年、殺人事件があつ

た例)は瑕疵担保責任を認

めた例)は損害賠償額を代金の1%

相当とし、ある判例

(東京地裁平成19年、燃身自

殺の事例)は時間の経過と土

地面上に燃身自殺の痕跡がな

いことを挙げて「取扱」を否

定しています。また場所的

条件も問題となり、東京地

裁判所(平成21年の判例)は、先買

の約2年前の睡眠薬の服用

で自殺の事例で対象建物内

で睡眠薬を服用したが2週

間後に病院において死亡し

いた事案について、この

や老衰死などの自然死とは

して、「取扱」を認めつつ、

損害賠償額として代金の1%

相当を認めています。

A1 質社は、対象として瑕疵担保責任を負う可能性が高くなるとされる場合を除いて、その違反の場合は債務不履行責任を負うことになります。

先買の対象に隠れた瑕疵があれば先買主は瑕疵担保責任を負い、取扱の存在について知らずまた過失がない場合に瑕疵担保責任を負う可能性があります。

瑕疵担保義務を負い、先買の

自殺していった建物を買主に譲り受けます。また買主の業者などは「取扱」の事由

で、そうした建物は嫌悪の

感情を生じさせる心理的な欠

陥があるので「取扱」ある

ものとされ、買主には介

かれた建物で先買の8年以

上に起きた自殺等の事件

の例で、ある判例(大阪高裁

平成18年、殺人事件があつ

た例)は瑕疵担保責任を認

めた例)は損害賠償額を代金の1%

相当とし、ある判例

(東京地裁平成19年、燃身自

殺の事例)は時間の経過と土

地面上に燃身自殺の痕跡がな

いことを挙げて「取扱」を否

定しています。また場所的

## 一定範囲の損害賠償義務がある 売買契約の付随義務として説明義務を負う

A2 質社には一定範囲の損害賠償義務があると考えられます。

先買の目的不動産に隠れた瑕疵があるときは、先買主は、買主に対して損害賠償義務を負い、瑕疵の解消が達成できぬときは売買契約の解除も認められません。この場合「取扱」とは、先買の目的物が通常保有すべき品質・性能を欠いていることをいい、「隠れた瑕疵」とは、通常の注意でも隠された瑕疵であるとされるべきものとされています。

ないと思われる瑕疵をいい

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用がかかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出来を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や

地盤改良等のために本業とな

ら必要なものない過分の費用が

かかることがあります。

土地の瑕疵と考えられます。

またそれは、通常の注意で

瑕疵とと言えます。そこで先

り主である質社は、A社に

対して瑕疵担保責任を負い、

埋設物の除去や地盤改良な

どに要した費用支出來を損害

保責任を負う可能性があります。

ご相談の事例のように

該買の対象土地に多量のコ

ンクリート塊などの埋設物

が存在する場合は、除去や</p